

平成25年度定期監査等結果の概要をお知らせします

■監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び第7項の規定に基づく監査

■監査の対象

【課室等】

総務課、企画情報課、商工農林課、建設課、出納室、住民課、健康福祉課、税務課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

【財政援助団体】

棚倉町体育協会、棚倉町土地改良区、棚倉町老人クラブ連合会、財団法人棚倉町活性化協会、社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会、倉美館運営協会、棚倉町観光協会、棚倉町商工会

■監査の実施期間

平成25年10月25日(金)～11月13日(水)のうち7日間

■監査委員

藤田 徹郎 佐藤 喜一

■監査の範囲

平成25年度（平成25年9月末現在）における、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に処理されているかどうかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象とした。



■監査の結果及び意見

歳入歳出を含めた予算及び事務事業等の執行については、概ね適正に処理・執行されていた。

しかしながら、一部に検討及び改善を要する事項が見受けられたので、これらについては、内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講じられ、今後の適正な事務処理に努められたい。

■お問い合わせ

監査委員事務局(議会事務局内)

☎33-7882

廃棄物の野焼きは犯罪です！

既定の焼却炉以外でのごみの焼却は、法律で禁止されています。ごみの焼却は、悪臭やダイオキシンによる大気汚染を発生させ、生活環境に悪影響を及ぼすものがあります。また、火災の原因にもなりますので、絶対に行わないでください。家庭ごみは、収集所に出すようにしてください。



■お問い合わせ

住民課 消防環境係 ☎33-2116

10月分社川小学校敷地内磁界測定値を報告します

測定結果

A地点 (体育館裏自動計測器)	最高値 1.6ミリガウス
B地点 (遊歩道と送電線が一番近い場所)	10月16日手動計測による値 2.3ミリガウス

※「世界保健機関(WHO)」による磁界の許容値は、50,000ミリガウス以下です。

※1ミリガウス=1/1,000ガウス

■お問い合わせ 商工農林課 ☎33-2113

町内放射線測定値を報告します

城跡公園	棚倉駅前	関口集会所
11/18 0.16/0.19	11/18 0.13/0.15	11/18 0.14/0.17
仁公儀集会所	逆川交差点	上台集会所
11/18 0.14/0.14	11/19 0.13/0.16	11/19 0.14/0.16
玉野屯所	福井集会所	天王内集会所
11/19 0.12/0.14	11/19 0.19/0.30	11/19 0.21/0.27
瀬ヶ野集会所	富岡屯所	福岡集会所
11/20 0.14/0.13	11/20 0.21/0.25	11/20 0.16/0.19
強梨生活改善センター	大梅集会所	戸中屯所
11/20 0.21/0.28	11/20 0.17/0.25	11/20 0.19/0.21
近津駅前	八槻中央集会所	下山本集会所
11/21 0.11/0.13	11/21 0.14/0.18	11/21 0.18/0.20
山本生活改善センター	下手沢集会所	岡田集会所
11/21 0.26/0.41	11/21 0.13/0.18	11/19 0.12/0.14

※左:地上1m/右:地上10cmでの測定値(単位:μSv/h)

■お問い合わせ 住民課 ☎33-2116